

第 60 号議案

滋賀県立学校職員服務規程の一部改正について

滋賀県立学校職員服務規程の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 27 日

滋賀県教育委員会

滋賀県立学校職員服務規程（昭和 53 年滋賀県教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「7 の項および 8 の項」を「4 の項および 5 の項」に改める。

第 9 条の 2 第 2 項中「別表第 2 の 7 の項」を「別表第 2 の 4 の項」に改める。

第 9 条の 3 第 2 項中「別表第 2 の 8 の項」を「別表第 2 の 5 の項」に改める。

付 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県立学校職員服務規程の一部改正について

1 改正の理由

国の非常勤職員の休暇制度の見直しに伴い、国家公務員における取扱いと均衡を図るため、職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則（平成6年滋賀県人事委員会規則第32号。以下「休日休暇規則」という。）の一部が改正施行されることに伴い、滋賀県立学校職員服務規程（以下「服務規程」という。）にかかる所要の改正を行う。

2 改正内容

休日休暇規則に規定されている会計年度任用職員の以下の休暇制度の拡充により、これらの休暇の取得に必要な手続を規定する服務規程の一部を改正するもの。

- ・ドナー休暇の有給化（必要と認められる期間）
- ・育児時間休暇の有給化（1日2回各30分以内、1歳まで）
- ・看護休暇の有給の対象拡大
（改正前）有給：5日以内/年度、無給：子が2人以上の場合+5日
（改正後）有給：5日以内/年度（子が2人以上の場合は10日）
- ・短期介護休暇の有給化（5日以内/年度（要介護者2人以上の場合は10日））

※詳細は、新旧対照表のとおり。

3 施行日

令和8年4月1日

滋賀県立学校職員服務規程新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第8条 省略 (特別休暇)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 会計年度任用職員は、休日休暇規則別表第1に掲げる場合の有給休暇(休日休暇規則第25条第1項に規定する有給休暇をいう。)または休日休暇規則別表第2(7の項および8の項を除く。)に掲げる場合の無給休暇(同条第2項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。)を受けようとするときは、前項に規定する職員の例により必要な手続をとらなければならない。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第9条の2 省略</p> <p>2 会計年度任用職員は、休日休暇規則別表第2の7の項に掲げる場合の無給休暇を受けようとするときは、前項に規定する職員の例により必要な手続をとらなければならない。</p> <p>(介護時間)</p> <p>第9条の3 省略</p> <p>2 会計年度任用職員は、休日休暇規則別表第2の8の項に掲げる場合の無給休暇を受けようとするときは、前項に規定する職員の例により必要な手続をとらなければならない。</p> <p>第9条の4以下 省略</p>	<p>第1条～第8条 省略 (特別休暇)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 会計年度任用職員は、休日休暇規則別表第1に掲げる場合の有給休暇(休日休暇規則第25条第1項に規定する有給休暇をいう。)または休日休暇規則別表第2(4の項および5の項を除く。)に掲げる場合の無給休暇(同条第2項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。)を受けようとするときは、前項に規定する職員の例により必要な手続をとらなければならない。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第9条の2 省略</p> <p>2 会計年度任用職員は、休日休暇規則別表第2の4の項に掲げる場合の無給休暇を受けようとするときは、前項に規定する職員の例により必要な手続をとらなければならない。</p> <p>(介護時間)</p> <p>第9条の3 省略</p> <p>2 会計年度任用職員は、休日休暇規則別表第2の5の項に掲げる場合の無給休暇を受けようとするときは、前項に規定する職員の例により必要な手続をとらなければならない。</p> <p>第9条の4以下 省略</p>